

# 発明推進協会からご提供している知的財産情報サービスについて

Intellectual Property Information service from Japan Institute for Promoting Invention and Innovation

一般社団法人発明推進協会 知的財産研究センター知的財産総合支援グループ参事 **渡邊 勇**

**PROFILE:** 2000年特許庁入庁。2004年審査官(光学分野)、調整課企画調査班、特許審査第一部調査室、工業所有権情報・研修館等を経て、2013年7月より現職。

✉ i-watanabe@jiii.or.jp

## 1 「発明推進協会」について

「発明協会」という名前は全国の知的財産関係の皆様にも広く認知されているものの、「発明推進協会」という名前は、いまだ浸透しきっていないとは言い難い状況である。

そこで、改めて我々「一般社団法人 発明推進協会 (JIPII : Japan Institute for Promoting Invention and Innovation)」について、ご紹介するとともに、発明推進協会の知財情報サービスについても合わせてご紹介したい。

「一般社団法人 発明推進協会」は、従来の「社団法人 発明協会」が行ってきた研修事業、図書刊行事業及び調査研究事業並びに国等からの受託事業について実施する移行法人として2012年4月からスタートした法人であり、一方、全国/地方発明表彰等に代表される発明奨励振興、全日本学生児童発明くふう展/少年少女発明

クラブ等に代表される青少年創造性開発育成事業等は、「公益社団法人 発明協会」が事業承継している。

また、これまで各都道府県の「発明協会」として親しまれてきた、従来の「社団法人 発明協会」の各都道府県支部については、2011年4月よりそれぞれが独立した地域協会として活動を行っており、このうち「東京支部」については新たに「東京事業部」として発明推進協会内に組織を設け、活動している。

さらに、発明推進協会では、特許庁から受託している産業財産権人材育成協力事業を実施するため、「アジア太平洋工業所有権センター」を設置し、アジア太平洋地域等における人材育成についても協力している。

我々「一般社団法人 発明推進協会」は、前述の「公益社団法人発明協会」、各地域の発明協会と連携し、「発明協会グループ」の一員として、発明の奨励・工業所有権制度の普及に努めることで、我が国の科学技術の進歩・発展に貢献するべく、日々活動を行っているところである。



【図1】発明協会グループイメージ

## 2 発明推進協会の知的財産情報ポータルサイト～知財よろずや～

発明推進協会では、発明推進協会から提供させていただいている各種サービスへのユーザーのアクセス性向上を図るとともに、最新の知財関連ニュース・海外知財情報等も合わせて提供するため、2012年9月に知的財産情報のポータルサイトとして「知財よろずや」(URL: <http://www.jiii.or.jp/chizaiyorozuya/>) を開設している。

当ポータルサイトでは、上述した各種情報や、これまで多くの知財関係者からご好評いただいている、発明推進協会発行の各種書籍の発行情報等についても随時掲載している。

多くのユーザーの方に当ポータルサイトへアクセスいただき、日々のお仕事に有益な情報やサービスについて、情報を入手いただければ幸いです。

次章では、当ポータルサイトでもご紹介させていただいている発明推進協会が提供している各種知財情報サービスについて、ご紹介することとする。



【図2】「知財よろずや」トップページ

## 3 発明推進協会がご提供している各種知的財産情報サービスについて

### 3.1 外国産業財産権管理マニュアル Web サービス

発明推進協会では、我が国出願人の諸外国における産業財産権取得が活発化していることを受け、知財管理実務で日本企業が特に高い関心を寄せる新興国・地域の知財庁への手続きや、応答期限等の出願管理実務に特化して必要な情報・様式を収集し、紙媒体マニュアルを提供していたが、タイムリーな情報更新と対象国等の拡充を継続的に行うべく、新たに2013年6月よりWEBサービスを開始している。

企業及び代理人事務所等におかれては、知財管理サポートツールとして是非ご利用いただきたい。



【図3】外国産業財産権管理マニュアル Web サービストップページ

### 3.2 公開技報 WEB サービス、ホームページ登録サービス

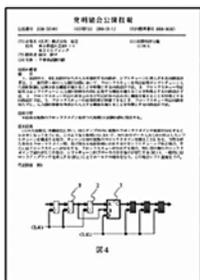
各企業等で研究開発されたアイデア・発明のうち「必ずしも権利化する必要のないものの、他者（他社）による権利化は阻止したい」というご要望にお応えするために、発明推進協会では「公開技報」による掲載・公開のサービスを提供している。

本「公開技報」は、迅速・簡便・安価なサービスとして多くの皆様にご利用いただいております。特に、2002年からはWEBサービスとして、従来の「公開技報」サービスを引き継ぎ、WEB経由でお申込みいただいた場合には即時の掲載、日付を指定しての掲載等が可能となっている。

**発明推進協会**  
**公開技報WEBサービス**  
**Journal of Technical Disclosure**

☆ 開発技術の早期公知化を支援します！ ☆

発明推進協会（旧名称：発明協会）は、昭和51年の創刊以来、研究開発された発明のうち必ずしも権利化する必要のないものを「公開技報」に掲載・公開することで、他社の権利化阻止（後願排除）を支援してまいりました。  
平成14年からは信頼と実績を受け継いだWEBサービスにおいても、「刊行物に発表」したものと同等に公知文献として特許法第30条の新規性喪失例外規定の適用を受けることが可能です。（注）  
本サービスにより公開されている内容は、特許庁において審査・審判資料として利用されており、迅速・的確な権利付与にも一定の役割を果たしています。  
インターネット経由で掲載申込・即時公開が可能であり、フルテキスト検索等の閲覧によりご高評をいただいている「公開技報WEBサービス」をどうぞご利用ください！




<https://www.hanketsu.jipii.or.jp/giho/Menu01.jsp>

【図4】公開技報 WEB サービス

本サービスにより公開されている内容は、特許庁において審査・審判資料としても利用されており、迅速・的確な権利付与にも一定の役割を果たしている。

また、先行技術としての証明が難しいと言われるインターネット情報やカタログ等の情報について、発明推進協会が情報を公開することにより、効果的な後願排除を支援するために、「ホームページ登録サービス」の提供も行っている。

ホームページで公開している情報や製品カタログ、マニュアル等をそのままの形（一部ご登録できない画像や音声がある）で、迅速・簡便・安価に登録することができるサービスであるので、ぜひご利用いただきたい。

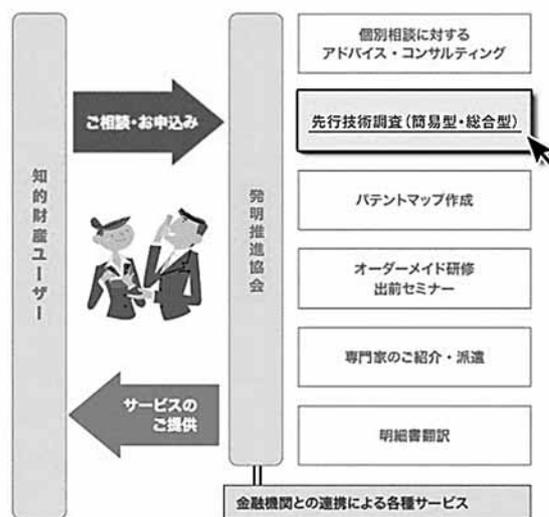
### 3.3 知的財産ワンストップサービス

発明推進協会では、知的財産の創造・保護・活用の様々な段階でご利用いただけるサービスをワンストップで提供するために、「知的財産ワンストップサービス」を提供している。

本サービスは、主に、中小・ベンチャー企業、公的研究機関・試験場、金融機関、大学等を主なユーザーとしており、例えば、「他社特許を侵害していないか」、「研

究開発にあたり、競合他社の技術開発状況を把握しておきたい」、「社員への知財教育を効率的に行いたい」等のお申込みに対して、先行特許を調査による他社特許との関連度の整理、専門分野のマッチする特許庁審査官OB弁理士を紹介し、対応策の指導・アドバイスを実施、約200文献からなる特許マップを作成し、各文献の課題・解決手段を細かく抽出することにより、自らの手法に近い競合技術の明確化、等の各お申し込みに応じた細やかなサービスを提供しているところである。

ユーザーからご依頼いただいた調査等の結果を踏まえて、どのような展開が考えられ、どのようなものが必要となるのか、結果を踏まえた『次の一手』を発明推進協会と一緒に考えていくサービスとなっているので、知的財産についてお悩みをお持ちの方に、ご活用いただきたい。



【図5】知的財産ワンストップサービスイメージ

### 3.4 知的財産権判決速報

知的財産権に関する判例は、拘束力を持つ法源として重要な位置を占めており、審決取消訴訟や侵害訴訟の傾向を把握することは各企業等における知的財産戦略上、実務面において極めて重要である。

発明推進協会では、こうした認識のもと、昭和50年5月から今日に至るまで、知的財産権関連の判決内容を抄録としてまとめた「知的財産権判決速報」を、毎月1回ご提供しており、さらにこの抄録をデータベース化し、検索機能等を付加して提供する「知的財産権判決速報WEBサービス」も、2002年より提供している。

